

# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の背景と趣旨

障害者基本法第1条の目的では、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進する旨を規定しています。

国の第4次障害者基本計画は、同法の目的の達成はもちろんのこと、「一人ひとりの命の重さは障がいの有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を国民全体で共有できる共生社会の実現にも寄与することが期待され、障がい者施策が国民の安全や社会経済の進歩につながる社会を目指し、その実現に向けた観点から取り組みを進めていくことが重要であるとしています。

田上町では、平成30年度から令和5年度までの「田上町障がい者計画」、平成30年度から令和2年度までの「第5期田上町障がい福祉計画」「第1期田上町障がい児福祉計画」を策定し、計画的に施策の推進・展開を図ってきました。

障がい者を取り巻く状況は日々変化し、障がい者や介助者の高齢化、障がいの重度化や重複化などとあいまって、障がい者施策へのニーズも多種多様化する中で、障がい者が地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性やサービス利用者の適性に応じた柔軟な形態による障がい者への施策を効率的・効果的に実施してきました。

令和2年度で「第5期田上町障がい福祉計画」「第1期田上町障がい児福祉計画」の計画期間が終了するのに合わせて、「田上町障がい者計画」も見直しを行いました。

国の基本計画（第4次）及び障がい福祉に関する調査結果を踏まえ、障がい者を取りまく環境の変化や、国の基本指針に基づき田上町障がい者計画（令和3年度から令和8年度）「第6期田上町障がい福祉計画・第2期田上町障がい児福祉計画(令和3年度から令和5年度)」を策定し、具体的な数値目標や、各年度における障がい福祉サービスの見込量を設定し、障がいの有無にかかわらず、だれもが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現と障がい者の自立と社会参加の支援に向け、施策の一層の充実を図っていきます。

## 2 計画の位置づけ

### (1) 計画の法的位置づけ

「田上町障がい者計画」は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づき、障がい者の状況等を踏まえ、障がい者のための施策に関する基本的事項を定めるものであり、「第6期田上町障がい福祉計画」及び「第2期田上町障がい児福祉計画」と整合性を保った計画です。

「第6期田上町障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第88条の規定に基づき、障がい福祉サービス等の提供体制の確保が計画的に図られるよう定めるものです。

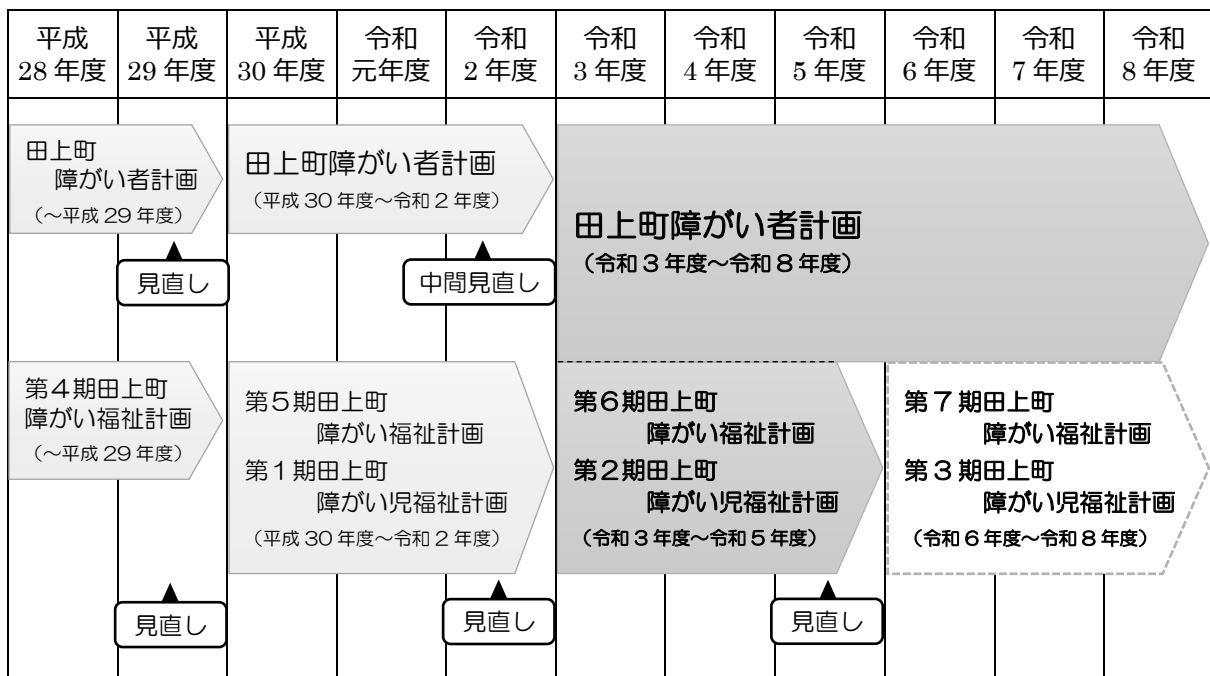
また、「第2期田上町障がい児福祉計画」は、児童福祉法第33条に基づき、障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保と円滑な実施に関する計画を一体のものとして策定しています。

### (2) 計画の整合性

本計画は、国の基本計画及び基本指針並びに新潟県の障害者計画及び障害福祉計画を踏まえ、第5次田上町総合計画と調和を保ち、その他の福祉関連計画との整合性を図っています。

## 3 計画の期間

「田上町障がい者計画」は令和3年度から令和8年度までの6年間を計画期間とし、「第6期田上町障がい福祉計画」「第2期田上町障がい児福祉計画」は令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とします。



## 4 計画の策定経過

---

### (1) 町民の意見反映

町内の障がい者に対し、現在の生活状況や今後のニーズ等を把握し、計画に反映するため調査を実施しました。

### (2) 障がい者の表記

本計画では、「障害」の害の字をひらがな表記の「障がい」とすることで、障がい福祉について多くの人から関心を持っていただくきっかけとなることを願っています。なお、表記については法令、制度や施設名、固有名詞等については、ひらがな表記はしていません。

### (3) 新潟県・近隣市村との連携

計画策定にあたっては、新潟県及び近隣市村との間で密接な連携を図っていくことが必要であり、県の基本的な考え方をもとに広域的な調整を進めるために、県及び近隣市村との協議を行い策定しました。